

# 青森市議会基本条例 検証結果

平成27年8月19日

議会運営委員会

## < 目 次 >

検証シートNo.	項 目	頁
	青森市議会基本条例 検証対象条文区分表	1
①	政策等の監視と評価	4
②	市民意見の反映と政策立案等の向上	6
③	開かれた議会と透明性の確保	8
④	わかりやすい議会運営	10
⑤	議員の政治倫理と政務活動	11
⑥	議会基本条例の研修	12
	議会基本条例に対する意見回答票	13

# 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第1条 この条例は、二元代表制の下、議会及び議員に係る基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。	/
第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	/
(1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。	①政策等の監視と評価
(2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	③開かれた議会と透明性の確保
(4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。	③開かれた議会と透明性の確保
(5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。	④わかりやすい議会運営
第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	/
(1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(2) 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動をする事。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(3) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。	⑤議員の政治倫理と政務活動
(4) 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
(5) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。	③開かれた議会と透明性の確保
第4条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。	③開かれた議会と透明性の確保
第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。	③開かれた議会と透明性の確保
第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。	③開かれた議会と透明性の確保 ④わかりやすい議会運営
第7条 議会は、毎年1回以上議会報告会を開催する。 2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。	③開かれた議会と透明性の確保

## 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。	①政策等の監視と評価
第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。	④わかりやすい議会運営
第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等（以下「重要な政策等」という。）を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。 (1) 重要な政策等を必要とする背景 (2) 検討した他の政策案の内容 (3) 各種計画における根拠又は位置付け (4) 関係法令及び条例等 (5) 財源措置 (6) 将来における効果及び費用 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	①政策等の監視と評価
第12条 議員は、本会議その他の会議における討議に資するため、市長等に対しその執行事務に関する資料の提供を求めることができる。	【検証対象外】
第13条 議員は、同一理念を共有する他の議員と政策集団としての会派を結成することができる。 2 会派は、市政の調査研究を行い、政策立案、政策提言等についてその意思を表明することができる。	【検証対象外】
第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。	⑤議員の政治倫理と政務活動
第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。 2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。	③開かれた議会と透明性の確保 ⑤議員の政治倫理と政務活動
第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実を努めるものとする。 2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実を図るものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。	②市民意見の反映と政策立案等の向上
第20条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。	【検証対象外】

## 青森市議会基本条例 検証対象条文区分表

青森市議会基本条例	検証項目名
第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、市民の信託に応えなければならない。	【検証対象外】
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	⑥議会基本条例の研修
第22条 議員の定数は、別に条例で定める。	【検証対象外】
第23条 議員報酬は、別に条例で定める。	【検証対象外】
第24条 議会は、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づき、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。 3 議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	【検証対象外】

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.1

検証項目	①政策等の監視と評価
関連条文	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。            (1) 市民を代表する議決機関として、適正な市政運営が行われているか、市長及び他の執行機関(以下「市長等」という。)における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。</p> <p>第9条 議会は、市長等と緊張ある関係を保持し、事務が公正かつ効率的に執行されているか監視するものとする。</p> <p>第11条 市長は、市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を行うものとする。            (1) 重要な政策等を必要とする背景            (2) 検討した他の政策案の内容            (3) 各種計画における根拠又は位置付け            (4) 関係法令及び条例等            (5) 財源措置            (6) 将来における効果及び費用</p> <p>2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。</p>
現実 績 等	<p>(1)議決結果</p> <p>&lt;平成25年第1回定例会&gt;  <b>■ 否決</b>            ・議案第98号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について            ※国民健康保険税の引き上げ            ・議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について(青森市油川市民センター)</p> <p>&lt;平成25年第2回定例会&gt;  <b>■ 否決</b>            ・議案第125号 青森市役所庁舎整備第一期工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会条例の制定について            ・議案第128号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について            ・議案第145号 青森市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について            ・議案第134号 平成25年度青森市一般会計補正予算ほか補正予算10件            ※議案第145号の関連予算</p> <p><b>■ 修正可決</b>            ・議案第115号 平成25年度青森市一般会計補正予算            ※庁舎等整備事業関連部分の削減</p> <p>&lt;平成25年第3回定例会&gt;  <b>■ 継続審査</b>            ・議案第165号 青森市役所庁舎整備第一期工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会条例の制定について</p> <p>&lt;平成25年第4回定例会&gt;  <b>■ 継続審査</b>            ・議案第165号 青森市役所庁舎整備第一期工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会条例の制定について</p>

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.1

<b>検証項目</b>	①政策等の監視と評価		
<b>現実 績 況 等</b>	<p>&lt;平成26年第1回定例会&gt;  <b>■ 否決</b>                      ・議案第165号 青森市役所庁舎整備第一期工事設計業務公募型プロポーザル審査委員会条例の制定について(継続審査中のもの)                      ・議案第72号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>&lt;平成26年第4回定例会&gt;  <b>■ 修正可決</b>                      ・議案第172号 平成26年度青森市一般会計補正予算(第7号)                      ※固定資産税の過誤納金関連部分の削減</p>		
<b>達成度合い とその理由</b>	達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
	<b>3</b>	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
	<p><b>【理由】</b></p> <p>■ 市民からの注目度が高い議案もあり、さまざまな視点から議論することができた。</p> <p>■ 議案によってばらつきがあるが、積極的に資料の提供を求め、議論するようになった。</p> <p>■ 平成26年第4回定例会の議案第172号など、複数の否決や修正案可決は、議会と市長等と緊張ある関係を保持し、議会の監視機能が十分発揮された。</p> <p>■ 第11条に基づく説明及び資料提供については、行われていないものもあった。</p> <p>■ 重要案件について継続審査する等、理事者側との討議が図られてきた。</p>		
<b>今後の 取り組み</b>	<p>■ 議員間討議や全議員説明会を積極的に実施する。</p> <p>■ 執行後における政策評価についても議論していく必要がある。</p> <p>■ 市民の視点を大切にする。</p> <p>■ 第11条にあるとおり、理事者側は案件等について十分に説明し、議会側との話し合いを密にすべきである。</p> <p>■ 地方議会は、与党・野党という概念ではなく、あくまで是々非々の立場を目指す。</p>		

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.2

検 証 項 目	②市民意見の反映と政策立案等の向上
関 連 条 文	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。                      (2) 市民の多様な意見を的確に把握し市政に反映させるため、議員間の討議を積極的に行い、必要な政策を立案し、市長等に提言すること。</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。                      (1) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。                      (2) 不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるとともに、市民の代表としてふさわしい活動すること。                      (4) 市政全般の課題に対し、市民の多様な意見を的確に把握し、市民全体の福祉と生活の向上に努めること。</p> <p>第7条 議会は、毎年1回以上議会報告会を開催する。                      2 議会は、議会広報紙の発行、議会報告会の開催等により、市政全般にわたる動向を市民に伝え、意見交換を行い、政策提案の拡大を図るものとする。</p> <p>第14条 議員は、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。</p> <p>第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。                      2 議会図書室の管理運営については、別に定めるものとする。</p> <p>第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。</p> <p>第19条 議会は、議会が円滑に運営され、議員の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助するため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。</p>
現 実 績 等	<p>(1) 議員意見交換</p> <p>① 平成26年5月19日 (案件: 市役所庁舎整備)</p> <p>② 平成27年3月17日 (案件: 議案第89号「青森市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について」)</p> <p>(2) 議会報告会</p> <p>① 平成25年5月18日                      案件: 平成25年第1回定例会の議案等の審議内容 (議員報酬、国民健康保険税)                      参加者: 34人</p> <p>② 平成25年11月16日                      案件: 平成25年第3回定例会の議案等の審議内容 (庁舎整備)                      参加者: 21人</p> <p>③ 平成26年5月18日                      案件: 平成26年度当初予算、市庁舎整備                      参加者: 18人</p>

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.2

<b>検証項目</b>	②市民意見の反映と政策立案等の向上	
<b>現実等</b>	④平成27年5月24日 案件:平成27年第1回定例会の報告(子ども医療費助成について)、自由意見交換 参加者:45人  (3)議会図書室における図書購入実績  平成25年度…22冊(152,585円)、平成26年度…36冊(143,346円)  (4)議会事務局と青森市民図書館との連携  ①平成27年4月から青森市民図書館の蔵書の貸し出し開始  ②平成27年4月から議員に対するレファレンスサービスの利用開始	
<b>達成度合いとその理由</b>	達成評価  <b>3</b>	5 十分達成された 3 一部達成された 1 未着手  4 概ね達成された 2 ほとんど達成されていない  <b>【理由】</b>  ■議会報告会を定期的で開催し、市民からの意見も反映されたが、周知の方法などに問題点を残している。 ■議員意見交換会が行われたが、議員間討議が不十分であり、その方法に問題点を残している。  ■市民図書館との連携も始まったが、その成果はこれからであり、議会図書室独自の蔵書の充実も必要である。  ■市民意見を反映させた政策立案が弱く、不十分である。
<b>今後の取り組み</b>	■議会報告会及び議員意見交換会は、全議員が出席するようにする。  ■政策提案や立法、監視のそれぞれの機能をどのように強化していくのか、また、そのために必要な議会事務局の体制整備をどのように実現していくのかを考える必要がある。  ■図書購入費を増額していく。  ■政策立案については、先進事例の勉強会や検討委員会での議論が必要である。  ■議会報告会では、議員と市民との意見交換の場を拡大させ、その中で出てきた市民意見を政策に生かす仕組みづくりを確立する。  ■議員間討議のあり方を工夫する。	

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.3

検証項目	③開かれた議会と透明性の確保
<p>関連条文</p>	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。            (3) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。            (4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報を積極的に発信すること。</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。            (5) 自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。</p> <p>第4条 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の会議を原則公開とする。</p> <p>第5条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。</p> <p>第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。</p> <p>第8条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、市民公開の場で所信を表明する機会を設けるものとする。</p> <p>第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。            2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>
<p>現実等</p>	<p>(1)会議の生中継・録画配信            ■本会議…実施済            ■常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会…未実施</p> <p>(2)会議録・会議概要のホームページでの公開            ■本会議…実施済            ■常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会…未実施</p> <p>(3)会議資料のホームページでの公開            ■本会議…一部実施済            ■常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会…未実施</p> <p>(4)議案に対する議員の賛否の公表…市議会だよりでは会派ごと、ホームページでは議員ごとに公表</p> <p>(5)所信表明会の開催実績            ■開催日 平成26年11月26日 本会議開会前            ■議長志願者 大矢保議員、小倉尚裕議員            ■副議長志願者 竹山美虎議員、館田瑠美子議員</p>

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.3

<b>検証項目</b>	③開かれた議会と透明性の確保		
<b>現実 績等</b>	<p>(6) 政務活動費の支出に係る関係書類の公開</p> <p>■ 閲覧対象書類…収支報告書の写し、領収書の写し、会計帳簿の写し、支払証明書の写し、ガソリン代計算書の写し、タクシーチケット別紙明細の写し、作成した印刷物の写し、雇用台帳の写し、事務所台帳の写し、備品台帳の写し、政務活動報告書の写し(※関係書類全て)</p> <p>■ ホームページでの公開…収支報告書の写し</p>		
<b>達成度合い とその理由</b>	達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
	<b>3</b>	3 一部達成された 1 未着手	2 ほとんど達成されていない
<b>【理由】</b>	<p>■ 議長及び副議長の選出に当たって所信表明会を開催した。</p> <p>■ 各委員会の会議は公開されているが、未実施の項目が多く、市民が議会に関する情報を常に容易に入手できるようになったとは言い難い部分もある。</p> <p>■ 政務活動費については、政務活動費制度検討委員会で議論を重ねてきたが、ホームページで公開されている書類は収支報告書の写しのみであり、領収書などの公開が不十分で透明性に乏しい。</p>		
<b>今後の 取り組み</b>	<p>■ 議会報告会における市民に対する説明は議員個々に差があるため、各会派で取りまとめた上で市民へ報告するようにする。</p> <p>■ 可能な限り常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会の会議概要及び配付資料のホームページ上での公開を検討・推進し、情報の発信に努める。</p> <p>■ 第4条の原則公開する会議に各派代表者会議も追加する。</p> <p>■ 議会だよりにも議案に対する議員の賛否も公表する。</p> <p>■ 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(予算・決算含む)の中継や、タブレットの導入等による議場での資料公開等のICT化を推進する。</p>		

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.4

<b>検証項目</b>	④わかりやすい議会運営											
<b>関連条文</b>	<p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (5) わかりやすい議会運営を行い、市民の市政に対する関心を高めるよう努力すること。</p> <p>第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を市民に公表するものとする。</p> <p>第10条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。</p>											
<b>現実等</b>	<p>(1) 一般質問における一問一答方式の実施状況</p> <p>①平成25年第1回定例会…30人中19人                  ②平成25年第2回定例会…28人中21人                  ③平成25年第3回定例会…29人中21人                  ④平成25年第4回定例会…29人中23人                  ⑤平成26年第1回定例会…28人中23人                  ⑥平成26年第2回定例会…27人中21人                  ⑦平成26年第3回定例会…29人中24人                  ⑧平成26年第4回定例会…19人中16人                  ⑨平成27年第1回定例会…27人中24人                  ⑩平成27年第2回定例会…23人中22人</p> <p>(2) 議案に対する議員の賛否の公表…市議会だよりでは会派ごと、ホームページでは議員ごとに公表</p>											
<b>達成度合いとその理由</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">達成評価</td> <td style="width: 45%;">5 十分達成された</td> <td style="width: 40%;">4 概ね達成された</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; font-size: 2em;">4</td> <td>3 一部達成された</td> <td>2 ほとんど達成されていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 未着手</td> <td></td> </tr> </table>	達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された	4	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない		1 未着手		<p><b>【理由】</b></p> <p>■わかりやすさという視点では、議員間に差があるとともに、議会運営に当たって、まだ工夫する余地がある。</p> <p>■一問一答方式の導入に伴い、同方式での一般質問が定着してきており、論点も明確になった。また、議案に対する賛否の公表により、市民にわかりやすい議会となった。</p>	
達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された										
4	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない										
	1 未着手											
<b>今後の取り組み</b>	<p>■理事者からの答弁が「そもそも論」から始まることで長く複雑になっている場合があるため、簡潔明瞭な答弁に努めていただく。</p> <p>■電子採決システムの導入など、議会のICT化を進める。</p> <p>■議員間討議や反問権の有無について考える。</p> <p>■可能な限り常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会の会議概要及び配付資料のホームページ上での公開を検討・推進し、情報の発信に努める。</p> <p>■退席の場合、その理由を議会だよりに公表する。</p>											

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.5

<b>検証項目</b>	⑤議員の政治倫理と政務活動		
<b>関連条文</b>	<p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (3) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。</p> <p>第15条 議員は、市民全体の代表者として、高い倫理性を常に自覚し、良識と責任感を持って、議員の品位の保持に努めなければならない。</p> <p>第16条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査、研究に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行されなければならない。 2 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。</p>		
<b>現実 績 況 等</b>	<p>(1) 政務活動費の交付額…1,080,000円(月額90,000円)</p> <p>(2) 政務活動費の支出に係る関係書類の公開</p> <p>■ 閲覧対象書類…収支報告書の写し、領収書の写し、会計帳簿の写し、支払証明書の写し、ガソリン代計算書の写し、タクシーチケット別紙明細の写し、作成した印刷物の写し、雇用台帳の写し、事務所台帳の写し、備品台帳の写し、政務活動報告書の写し(※関係書類全て)</p> <p>■ ホームページでの公開…収支報告書の写し</p>		
<b>達成度合いとその理由</b>	達成評価	5 十分達成された 3 一部達成された 1 未着手	4 概ね達成された 2 ほとんど達成されていない
	<b>3</b>	<p>【理由】</p> <p>■ 1円以上の支出に領収書の添付を義務づけし、ホームページを初め情報公開しているが、ホームページでの公開が収支報告書の写しのみで透明性に乏しく、公開が不十分である。</p> <p>■ 政治倫理については、具体的な取り組みがなく、先進事例と比べるとおくれしており、議員間で議論が必要である。</p>	
<b>今後の取り組み</b>	<p>■ 議員自らのチェック機能を高め、政策立案等に寄与できるよう努める必要がある。</p> <p>■ 政治倫理条例の制定に向け、研究に取り組む。</p> <p>■ ホームページで公開する政務活動費の支出に係る資料の拡大を検討する。</p>		

# 青森市議会基本条例 検証結果

No.6

<b>検証項目</b>	⑥議会基本条例の研修		
<b>関連条文</b>	<p>第21条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、市民の信託に応えなければならない。</p> <p>2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。</p>		
<b>現実 状況</b>	<p>(1)議会基本条例研修会実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■日時 平成27年2月25日(水)本会議終了後</li> <li>■場所 第3・4委員会室</li> <li>■研修 講師:議長</li> <li>■意見交換 テーマ:議会改革に対する思い</li> <li>■参加議員数 29人</li> </ul> <p>(2)議会運営委員会申し合わせ事項</p> <p>18 議会基本条例の研修 (平成26年8月25日・追加)</p> <p>(1) 青森市議会基本条例第21条第2項の規定に基づく研修については、全議員を対象に議長が行う。</p> <p>(2) 議長は、研修を行うに当たっては、必要に応じて助言・支援等を得ることができるものとする。</p> <p>(3) 本研修会は、議員派遣の対象とする。</p>		
<b>達成度合いとその理由</b>	達成評価	5 十分達成された	4 概ね達成された
	<b>3</b>	3 一部達成された	2 ほとんど達成されていない
		<p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■全議員対象の研修会を行い、各議員の認識を確認したが、開催回数が1回のみであり、議員間の理解度には差がある。</li> <li>■第三者で客観的な立場の専門家を講師とする研修は行われていないため、内容の充実を図るべきである。</li> </ul>	
<b>今後の取り組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改選後、速やかに実施する必要があるが、議会基本条例についての各議員の認識をどのように生かしていくか検討が必要である。</li> <li>■外部講師を招くなど、研修内容の充実について検討すべきである。</li> </ul>		

## 議会基本条例に対する意見

◆検証対象外条文に対する意見、新たな条文の追加等の意見。

■議決案件の拡大に関する文言の追加を検討する。

## 参考資料

1. 議会運営委員会委員名簿
2. 会派別検証結果

# 参考資料

## 議会運営委員会委員名簿

(平成27年8月19日現在)

委員長	長谷川 章 悦	(自 民 清 風 会)
副委員長	渡 部 伸 広	(公 明 党)
委員	中 田 靖 人	(自 民 清 風 会)
委員	館 山 善 也	(自 民 清 風 会)
委員	奈良岡 隆	(新政無所属の会)
委員	中 村 節 雄	(新政無所属の会)
委員	山 脇 智	(日 本 共 産 党)
委員	村 川 みどり	(日 本 共 産 党)
委員	奈 良 祥 孝	(市 民 ク ラ ブ)
委員	仲 谷 良 子	(社 民 党)

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		自民清風会	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民からの注目度が高い議案もあり、さまざまな視点から議論することができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員間討議や全議員説明会を積極的に実施すること。</li> </ul>
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告会や議員意見交換会等が積極的に行われた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告会や議員意見交換会は全議員が出席とはならなかったため、全議員が出席することとする。</li> </ul>
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常任委員会では未実施の項目が多いが、ホームページや市議会だより、議会報告会等で市民に説明できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民に対する説明は議員個々に差があるため、各会派で取りまとめた上で市民へ報告するようにする。</li> </ul>
④ わかりやすい 議会運営	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■わかりやすさという視点では、議員間に差がある。</li> <li>■わかりやすい議会運営に当たって、まだ工夫する余地がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理事者側からは複雑な答弁となっている場合があるため、簡潔明瞭な答弁に努めていただく。</li> <li>■電子採決システムの導入など、議会のICT化を進める。</li> </ul>
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会事務局の協力もあり、政務活動費は適切に処理できていると思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員自らのチェック機能を高め、政策、行政に寄与できるよう努める必要がある。</li> </ul>
⑥ 議会基本条例 の研修	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■開催回数が1回のみであり、議員間の理解度に差がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■今後も実施する必要がある。</li> </ul>
その他意見			

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		新政無所属の会	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	3	■議案によってばらつきがあるが、積極的に資料の提供を求め、議論するようになった。	■執行後における政策評価についても議論していく必要がある。
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	3	■議員意見交換会、議会報告会など取り組むことはできたが、その方法や周知の方法などに問題点を残している。図書館との連携もまだ始まったばかりで、その成果はこれからである。	■第19条の政策立案、立法、監視のそれぞれの機能をどのように強化していくのか、また、どう事務局の体制整備を実現していくのかを考える必要がある。
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	3	■議長選出等で所信表明会を行うなど、一部達成されたものもあるが、市民が議会に関する情報を常に容易に入手できるようになったとは言いがたい部分もある。	■物理的な制約もあるが、可能な限り常任、議運、特別委員会の会議概要及び配付資料のホームページ上での公開を進め、情報の発信に努める。
④ わかりやすい 議会運営	4	■一問一答方式導入に伴い、一般質問者の人数もふえ、論点が明確になった。	■議員間討議や反問権の有無について考える。
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	4	■1円以上の支出に領収書の添付を義務づけし、ホームページを初め情報公開している。	■政治倫理条例の制定に向け研究に取り組む。
⑥ 議会基本条例 の研修	3	■全議員対象の研修会を行い、各議員の認識を確認した。	■各議員の認識を条例にどのように活かしていくか。
その他意見			

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		日本共産党	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■平成26年第4回定例会の議案第172号に関しては、議会の監視機能が十分発揮され、取り過ぎた固定資産税を全額返還させることができたこと。</li> <li>■その他に関しては、日本共産党が実施したアンケートの結果に照らして、市民の意思と逆の結果となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民の視点を大切にすること。</li> </ul>
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民図書館の蔵書の貸し出しが開始になったとはいえ、議会図書室独自の蔵書の充実が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■図書購入費を増額していく。</li> </ul>
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政務活動費についてはホームページでの公開はされたが、収支報告書の写しのみであり、透明性に乏しい。</li> <li>■その他、未実施の項目が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホームページで公開する資料の拡大を検討し、できるところから実施していく。</li> </ul>
④ わかりやすい 議会運営	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一問一答方式が定着しつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理事者の答弁が「そもそも論」から始まることで長くなっていることから、改善を要する。</li> </ul>
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホームページでの公開が収支報告書のみでは透明性に乏しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ホームページで公開する資料の拡大を検討する。</li> </ul>
⑥ 議会基本条例 の研修	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■研修会が実施された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■改選後、速やかに実施すること。</li> </ul>
その他意見			

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		市民クラブ	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	3	■第11条は全く達成されていないものもある。	■第11条を市長に求めていかなければならない。
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	3	■政策立案までにはまだまだ遠いと判断する。	■先進事例の勉強会及び検討委員会での議論が必要である。
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	4	■かなりの委員会が公開されている。	
④ わかりやすい 議会運営	4	■賛否の公表等はかなり前進したと思う。	
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	4	■政治倫理については、先進事例と比べると取り組みが遅れている。	■議員間討議や検討委員会での協議が必要。
⑥ 議会基本条例 の研修	4		
その他意見			

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		公明党	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■複数の否決や修正案可決は、議会と市長等と緊張ある関係を保持し、ある程度の監視機能を発揮したといえる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地方議会は、与党・野党という概念ではなく、あくまで是々非々の立場を目指す。</li> </ul>
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市民意見を反映させた政策立案が弱い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告会・意見交換会などで市民意見を政策へ活かす仕組みづくりを確立する。</li> <li>■議員間討議のあり方の工夫。</li> </ul>
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第8条に掲げる内容を実施したこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第4条の原則公開する会議に各派代表者会議も追加する。</li> <li>■議会だよりにも議案に対する議員の賛否も公表する。</li> <li>■常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会の会議概要をホームページで公開する。</li> </ul>
④ わかりやすい 議会運営	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一問一答方式が定着してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常任委員(協議)会、議会運営委員会、特別委員会の会議概要をホームページで公開する。</li> <li>■退席の場合、その理由を議会だよりに公表すること。</li> </ul>
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員の政治倫理に関する具体的な取り組みがないため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政治倫理条例の検討。</li> </ul>
⑥ 議会基本条例 の研修	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第三者で客観的な立場の専門家を講師とする研修はまだ行われていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■予算を組むか、各議員の政務活動費で外部講師を招き、研修を行う。</li> </ul>
その他意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議決案件の拡大に関する文言の追加を検討する。</li> </ul>		

# 参考資料

## 会派別検証結果

会派		社民党	
検証項目	達成度合いとその理由		今後の取り組み
	評価	理由	
① 政策等の 監視と評価	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要案件について継続審査する等、理事者側との討議が図られてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■第11条にあるとおり、理事者側は案件等について十分に説明し、議会側との話し合いを密にすべき。</li> </ul>
② 市民意見の 反映と 政策立案等の 向上	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会報告会が定期的で開催されてきた。</li> <li>■報告会を通じ、市民からの意見も反映された。</li> <li>■議員間討議、政策立案が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政策立案を進めるために、議会事務局の強化が必要。</li> <li>■議会報告会の内容について、議員と市民との意見交換の場を拡大させること。</li> </ul>
③ 開かれた議会 と 透明性の確保	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政務活動費制度検討委員会で議論を重ねてきたが、領収書などのホームページでの公開が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■常任委員会、議会運営委員会、特別委員会(予算・決算含む)の中継や、タブレットの導入等による議場での資料公開等のICT化を推進すること。</li> </ul>
④ わかりやすい 議会運営	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一問一答方式の導入や議案に対する賛否の公表により、市民にわかりやすい議会となっている。</li> </ul>	
⑤ 議員の 政治倫理と 政務活動	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員として、高い倫理性・品位の保持は議員間で議論が必要。</li> <li>■政務活動費はホームページでの公開が不十分。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会改革検討委員会で検討すべき。</li> </ul>
⑥ 議会基本条例 の研修	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■内容の充実を図るべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■各派代表者会議等で検討すべき。</li> </ul>
その他意見			